

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレートガバナンスが企業の持続的成長および価値の増大のために必要不可欠な企業統治と考えて、株主、顧客、地域社会および従業員等のステークホルダーに対する責任を全うすること、ならびに当社グループ全体の持続的な収益力向上と企業価値の最大化を実現することを目的として、コーポレートガバナンスの充実強化に取り組みます。当社グループは、コーポレートガバナンスの充実強化の取り組みにあたって、常に当社経営理念(*以下参照)を念頭に置きながら、経営活動における効率的な意思決定と業務の執行、様々なステークホルダーの最適な権益バランスの充足、会社情報の適時適切な開示の確保などを基本的な方針として執り行います。

なお、当社は、コーポレートガバナンスの充実化に取り組むべく「株式会社クワザワ コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当社ホームページに公開をいたします。

(<https://www.kuwazawa.co.jp/>)

(*)株式会社クワザワのスローガン、経営理念、行動指針

スローガン

「自分が燃えれば他人(ヒト)も燃える」

経営理念

- 一、社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- 一、お客様から強く信頼される会社となる。
- 一、利益ある成長を遂げる。
- 一、働きがいのある会社をつくる。
- 一、仕事を愛し、会社を愛する。

行動指針

- 一、お客様満足を全力で追及する。
- 一、創造的・革新的であり続ける。
- 一、社会の法令と社内のルールを遵守する。
- 一、人材育成に力を注ぐ。
- 一、上司は自ら率先垂範する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、機関投資家及び海外投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で議決権行使に関する電子プラットフォームの整備や株主総会招集通知の英訳は採用していません。今後は、機関投資家及び海外投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の株主構成は、海外投資家比率が相対的に低い水準となっております。そのため、当社は、現時点では英語による情報の開示・提供は実施していません。今後、当社は、海外投資家の株主比率の推移を勘案しながら必要に応じて導入を検討いたします。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社経営陣の報酬は、インセンティブ制度や自社株報酬制度は採用していないものの、業績に連動する体系になっております。報酬制度および具体的な報酬額は、指名・報酬委員会で審議を行うこととしております。取締役会では同委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行っており、客観性・透明性ある手続でなされています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

株式の政策保有にあたっては、取引先との関係強化等の総合的な観点から、当社の企業価値向上に資すると認められる株式を、限定的に保有することとします。当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を定期的に把握した上、資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。取締役会では、毎年、政策保有している上場株式について、保有によるメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査し、保有の適否を検証して、売却する銘柄を決定します。政策保有株式に係る議決権行使については、全ての議案内容を精査し、投資先企業において、株主価値を大きく毀損する行為がある、長期間にわたり業績が著しく悪化し回復の見込みがない、その他議案に賛成することに重大な疑義がある、のいずれかの項目に該当する議案には、会社提案・株主提案に関わらず、肯定的な議決権の行使を行いません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

いわゆる関連当事者間の取引(当社と取締役や主要株主との取引)は、取引の合理性や取引条件の妥当性等について検証を行っております。また、当社グループは、取締役の競業取引および利益相反取引について、法令に従い取締役会の承認事項として「取締役会規則」に定めており、個別取引ごとに取締役会の事前承認および事後報告を要するものとしております。

【原則2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当等が運用機関に対するモニタリング等を通じて適切な活動を実施できるよう、必要な経験と資質を有する人材を配置し、積立金の適切な運用の環境整備に努めます。また、企業年金の受益者との間に利益相反が生じうる場合には、適切に管理できる体制で運営しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)

当社は、本報告「1. 基本的な考え方」に記載の通り当社経営理念を定めております。また、当社ホームページでも公表しております。

(<https://www.kuwazawa.co.jp/about/philosophy/>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、本報告「1. 基本的な考え方」に記載いたしました。なお、当社ホームページに「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を公表しております。併せてご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社内取締役報酬は、業績に連動する体系を採用しており企業価値の持続的向上を促すものとなっております。その個別の報酬は、職務内容、人物評価、業務実績等に加えて当事業年度の業績等を勘案して決定しています。なお、社外取締役の報酬は、その独立性および中立性の確保の観点重視して固定報酬のみとしています。また、取締役の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、その構成委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会では同委員会の答申および監査等委員会の意見を尊重して最終的な方針決定を行います。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役(監査等委員を含む)候補の指名を行うに当たっての方針を、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に開示しています。

(5) 上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社ホームページにも掲載される株主総会招集通知に、取締役(監査等委員を含む)の選解任・指名事由を開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会付議事項を取締役会規則で定めており、これに従い経営上の重要事項等を決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任事由を株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しております。独立社外取締役候補者については、会社法や証券取引所が定める基準に加えて、当社独自の基準を充足し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

当社は、取締役を【原則3-1】に記載の方針・手続に基づき選任しております。当社取締役会は、取締役が事業に精通し専門性を有すると同時に、会社経営全般において適切な意思決定が出来るバランス感覚を具備していることなどを重視しております。なお、現時点で取締役会は、定款の定めにより取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内、監査等委員である取締役6名以内(うち過半数が社外役員)の員数で構成しており、的確かつ迅速な意思決定のために適切な規模と考えております。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書などに開示されております。現在、全ての取締役は、当社における取締役の職務に注力することにつき特段支障はなく、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を十分に確保しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

2019年度に係る取締役会の実効性に関するアンケートを、役員全員を対象として実施しました。当社の取締役会は、規模、開催頻度、審議内容、資料内容、取締役への対応等について問題なく、経営における適切な判断と監督を行う体制が構築されているとともに運営も適切であり、その実効性が良好に確保されていることを確認しました。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任者を含む取締役に対して、法令、コーポレートガバナンス、事業戦略、財務状態その他の重要な経営事項に関する必要な知識習得の機会を提供しております。また、新たに社外役員に就任するものに対しては、事業戦略、財務状態その他の事項に関して必要な説明を行う等、その役割・責務を適切に果たすために十分なトレーニングの機会を提供することにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表にあたっては、資本コストを的確に把握した上で、売上高、営業利益などの目標値を、定時株主総会、証券取引所主催のIRなどを通じて説明しております。その際には、経営資源の配分等に関し、具体的な内容について、分かりやすい言葉・論理で明確に説明するように努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	2,900,810	19.28
桑澤商事株式会社	1,394,836	9.27
東京海上日動火災保険株式会社	483,166	3.21
桑澤 嘉英	468,010	3.11
吉野石膏株式会社	402,714	2.68
クワザワ従業員持株会	374,874	2.49
株式会社LIXIL	339,712	2.26

株式会社北海道銀行	324,014	2.15
株式会社北洋銀行	310,382	2.06
第一生命保険株式会社	257,426	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2020年3月31日現在のものです。
2. 割合については、自己株式を控除して算出しております。
3. 当社は自己株式を、1,652,247株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
4. 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期 更新	3月
業種 更新	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	16名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下 信行	他の会社の出身者											
佐藤 博志	他の会社の出身者											
山本 賢正	他の会社の出身者											
宮下 隆	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 信行			株式会社百景園の取締役顧問で、独立役員であります。	非常勤であります。経営者としての知識と経験は豊富であり、監査等委員である社外取締役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。 なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

佐藤 博志		太田・小幡綜合法律事務所の企業支援部長で、独立役員であります。	非常勤であります。金融業界および法律業界の経歴またその経験を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制が強化できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。当社と取引関係のある株式会社北海道銀行に務められておりました。 なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
山本 賢正		独立役員であります。	非常勤であります。長年にわたり監査業務に従事し、企業内部監査への造詣が深く、監査等委員である社外取締役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。 なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
宮下 隆		当社の主要事業分野である建設資材分野で、セメントメーカーとして事業展開されている太平洋セメント株式会社の北海道支店支店長であります。	非常勤であります。事業法人の副社長としての豊富な経験・実績・見識を有し、監査等委員である社外取締役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

なし

現在の体制を採用している理由 **更新**

監査等委員会の職務を補佐する専従の使用人は配属していませんが、必要に応じて総務部等の各関係部署が対応しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、会計監査人から監査計画および監査方針の説明を受けるほか、監査の実施状況、監査結果等について意見交換を実施しております。監査等委員会および内部監査部門は、内部監査の結果や内部統制の状況等に関して定期的に意見交換を行っております。また、内部監査部門は、会計監査人と連携して業務を遂行しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

2018年12月に、指名・報酬委員会を設置しております(事務局:総務部)。

構成:独立社外取締役2名、社内取締役1名(委員長)

目的:取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため取締役の選任・解任、取締役の報酬に関する事項、最高経営責任者等の後継者計画(育成を含む)、その他経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項について審議し、取締役会に対して意見具申する。
当委員会は、2020年3月期は、2回開催し、取締役の選任および取締役の報酬について審議し、審議内容・結果を取締役会へ報告・具申しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社には、連結報酬等(当社の役員としての報酬等および主要な連結子会社の役員としての報酬等)の総額が1億円以上の役員がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額を250,000千円、監査等委員である取締役の報酬限度額を70,000千円と定めることが決議されております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

担当取締役および取締役会事務局が、取締役会開催前に議案を配布し必要に応じて事前説明を行うなど、関係部署が社外取締役をサポートする体制を採っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(業務執行)

監査等委員以外の取締役は5名です。定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行っています。

(監査・監督)

当社の監査等委員である取締役は、5名で、うち4名が社外取締役で構成されています。監査等委員会は、公正、客観的な監査を行う事を目的に原則毎月1回開催します。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

内部監査は、社長直轄の内部監査室が担当しており、年度の監査計画書に従い業務全般にわたって厳正中立の立場から内部監査を実施してお

ります。

(指名・報酬)

取締役の指名・報酬等に係る取締役会の適正な経営判断や説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点と、より効果的かつ効率的な企業経営の推進を目的に、監査等委員会設置会社に移行しました。当社グループの事業規模及び組織構造を踏まえた場合、現行体制は、監査の独立性の確保と企業統治の効率性を達成する上で、最適であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の発送日以前に株主総会招集通知の内容を当社ホームページで公表いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会招集通知の発送日以前に株主総会招集通知の内容を当社ホームページで公表することにより、株主総会の議案に係る株主の検討期間を考慮し、株主総会関連日程を全体として適切に設定するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、機関投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で議決権行使に関する電子プラットフォームは採用しておりません。今後は、機関投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、海外投資家の株主構成比率が相対的に低いために、現時点で株主招集通知の英訳は採用しておりません。今後は、海外投資家比率の構成推移に留意しつつ必要に応じて導入を検討いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、法令等に基づく開示情報以外にもステークホルダーにとって重要と判断される財務情報や経営戦略、リスク管理に係る情報等(非財務情報も含む)を適時適切に提供しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、証券取引所主催の個人投資家向け会社説明会等を通じて個人投資家との対話の場を設けております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページに決算短信・有価証券報告書を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、株主をはじめとした様々なステークホルダーの立場に考慮することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、年に数回の清掃等のボランティア活動を実施しているほか、環境問題への取組みの一環として2014年度に大規模太陽光発電所を建設し、クリーンエネルギーの創出を実現しております。また、住宅リフォームやリノベーション、ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)等を通じて、お客様に最適で環境に優しいライフスタイル提案することにより、「人と自然環境と技術の調和」を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行うことを規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法、会社法施行規則および金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備をすすめております。

内部統制に関する基本的な考え方

当社は、以下に記載の経営理念および行動指針に従い、取締役、従業員に対し、法令および定款に適合して、誠実で倫理的な行動をとることを、求めています。こうした活動から健全な経営基盤や内部環境を整え、さらに内部統制システムを有効かつ効率的に整備、運用することにより、公正かつ適切な企業活動を通じ、社会的責任を果たすことを基本的な考え方としております。

【経営理念】

- ・社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- ・お客様から強く信頼される会社となる。
- ・利益ある成長を遂げる。
- ・働きがいのある会社をつくる。
- ・仕事を愛し、会社を愛する。

【行動指針】

- ・お客様満足を全力で追及する。
- ・創造的・革新的であり続ける。
- ・社会の法令と社内のルールを遵守する。
- ・人材育成に力を注ぐ。
- ・上司は自ら率先垂範する。

内部統制システム構築の基本方針

1 当社および子会社から成る企業集団(「当社グループ」)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」に「コンプライアンス部会」を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「経営理念」「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。

(2)当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システム構築に関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

(3)当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

(4)当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。)を、「文書管理規程」に従い、適切に保存し、管理する。

(2)取締役は、取締役の職務執行を監督するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループは、リスクマネジメントを行うため、当社代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

(2)「リスク管理委員会」は、「クワザワグループリスク管理基本方針」「リスク管理規程」に基づきグループ全社のリスクを統括管理し、リスク管理状況を定期的に取締役会に報告する。

(3)大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会を月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行う。

(2)当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「関係会社管理規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議する。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社グループ企業全てに適用する行動指針として「経営理念」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。

(2)当社の取締役は、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への承認・報告を義務付ける。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く(監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。)

(2)当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保する。

7 当社および子会社の取締役等および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社グループの取締役及び使用人ならびに当社子会社の監査役は、当社および当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況および結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要

に応じて、当社グループの取締役および使用人ならびに当社子会社の監査役に対して報告を求めることができる。

(2) 当社グループは、内部・外部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

8 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。

(2) 監査等委員がその職務執行につき、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9 その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長等と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 当社及び主要子会社の監査等委員及び監査役は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

(3) 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき有効かつ適切な内部統制システムを構築する。

(2) その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との関係は、法令違反にも繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。また、反社会的勢力の対応は、コンプライアンス事務局となっている総務部が主管し、外部の専門機関と連携を図って対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

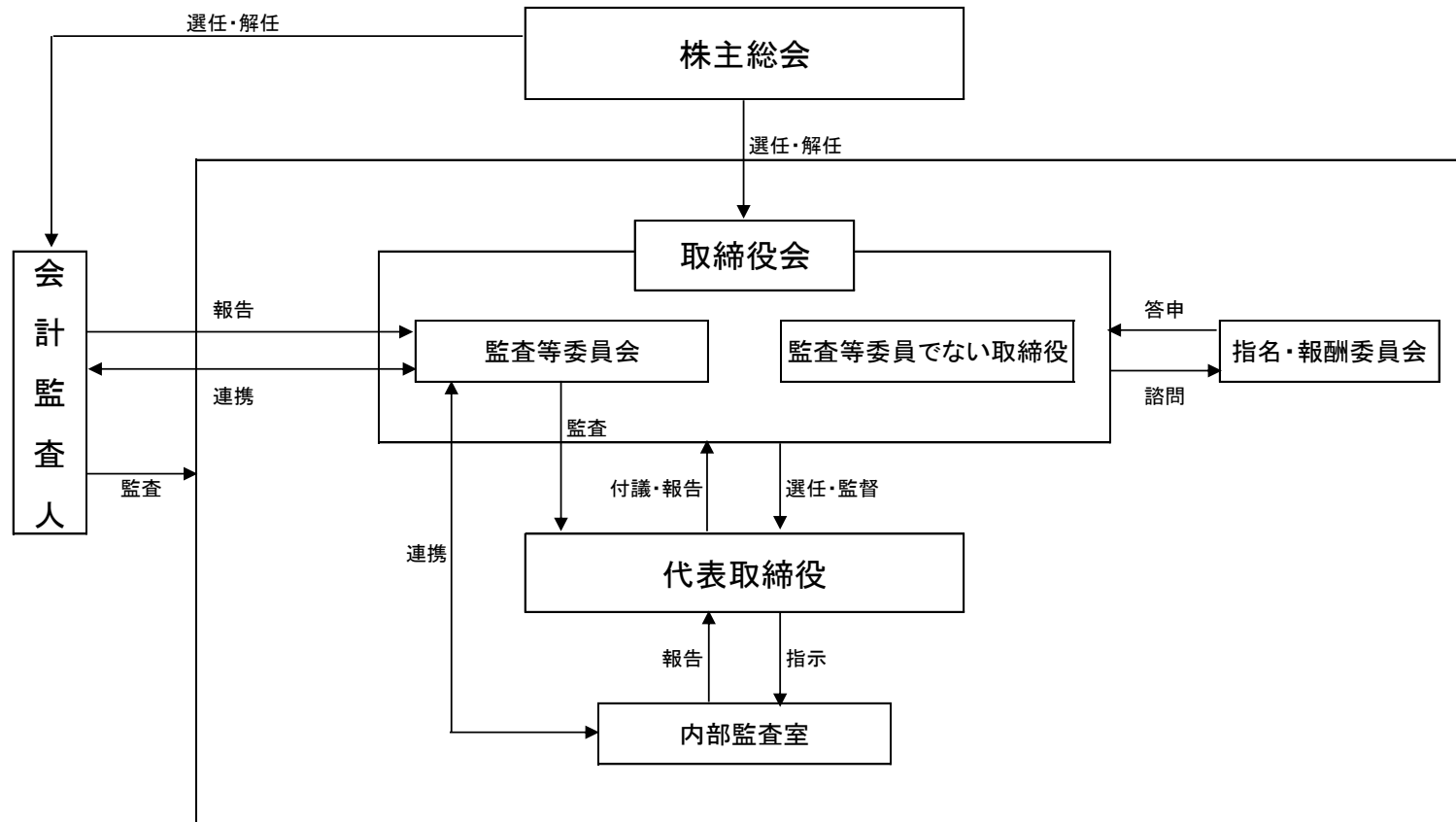
更新

当社では、現在のところ、買収防衛策は導入していません。

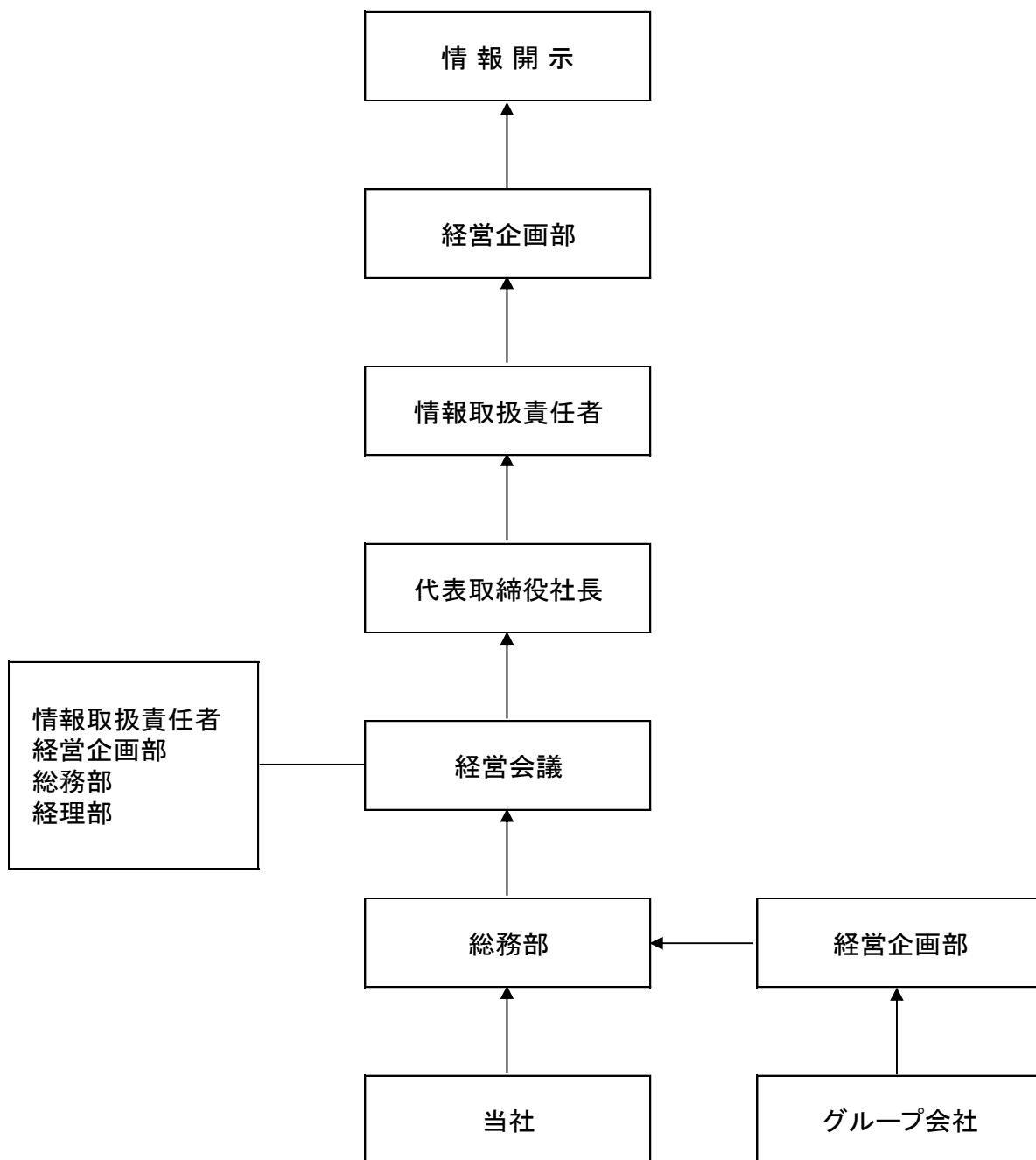
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

【参考資料：模式図】



【参考資料:適時開示体制概要図】



* 重要事実に関しては、担当部署が把握した情報について担当取締役が内容を検討・判断し、情報を開示いたします。